
いのち支える 天塩町自殺対策計画

平成31年（2019年）3月

天塩町

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の数値目標	3
第2章 天塩町における自殺の現状と課題	4
1. 天塩町の自殺の現状	4
2. 自殺に関連するデータ	8
3. 「心の健康に関するアンケート調査」の結果	12
第3章 自殺対策における取組	18
1. 施策体系	18
2. 基本施策	19
3. 重点施策	25
4. 生きる支援関連施策	28
5. 関係機関の取組	38
第4章 自殺対策の推進体制等	41
1. 推進体制	41
2. 計画の進捗管理	41
資料編	42
1. 「こころの健康に関するアンケート調査」調査表	42
2. 天塩町いのち支える自殺対策連絡協議会設置要綱	43

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」といえます。

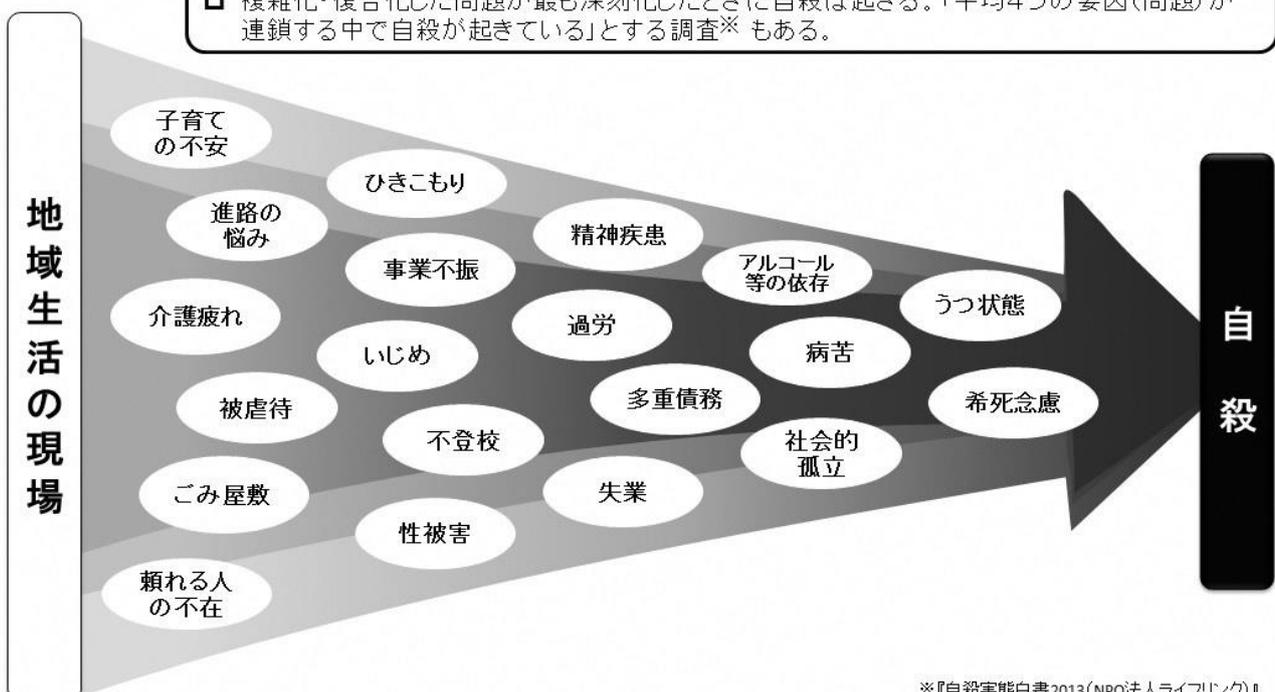
わが国の自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人を超える高水準で推移していました。平成18年に国が策定した自殺対策基本法が総合的に推進された結果、自殺者は減少傾向となるものの、世界の主要7カ国※では最も高く、現在でも2万人を超える水準となっています。

こうした中、施行から10年の節目にあたる平成28年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が改正（平成28年4月1日）され、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的連携のもと、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村は地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、本町では「いのち支える天塩町自殺対策計画」（以下「計画」という。）を策定し、「生きることの包括的な支援」として町全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

※主要7カ国：フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7つの先進国のこと

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。

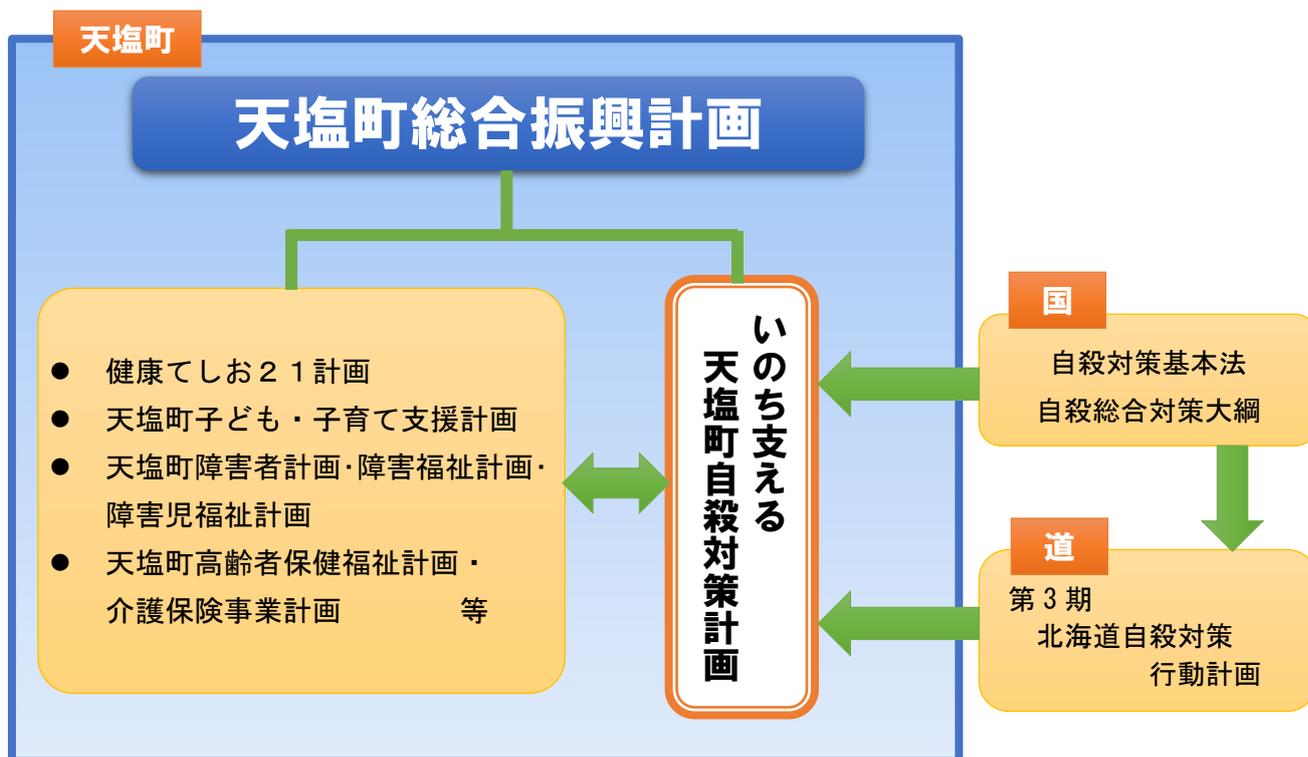


※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念、「自殺対策総合大綱」の基本認識や方針を踏まえ策定しました。

また、「第7期天塩町総合振興計画」を上位計画とし、「健康てしお21（第2次）」と整合性をもち、自殺対策に関連するほかの計画と連携を図るものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間とします。

なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の見直しなど国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、平成 38 年（2026 年）までに自殺死亡率[※]を平成 27 年（2015 年）の 18.5 と比べて、30%以上減少させ 13.0 以下にすることを目標としています。また、北海道では平成 28 年（2016 年）の 17.5 と比較して、2027 年までに 30%減少させ 12.1 以下にすることを目標としています。

本町においては、平成 24 年（2012 年）～平成 28 年（2016 年）の平均自殺死亡率 35.3 から 20%以上減少させることを目標とし、平成 31 年（2019 年）～平成 35 年（2023 年）の平均自殺死亡率を 28.2 以下にすることを目指します。

	期間（5 年間）	平均自殺死亡率	自殺者数（5 年の合計）
現状値	平成 24 年～平成 28 年 （2012 年～2016 年）	35.3	6 人
目標値	平成 31 年～平成 35 年 （2019 年～2023 年）	28.2 以下	4 人以下

出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル」[※]

※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

※「地域自殺実態プロファイル」：自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村の自殺の実態を分析した情報

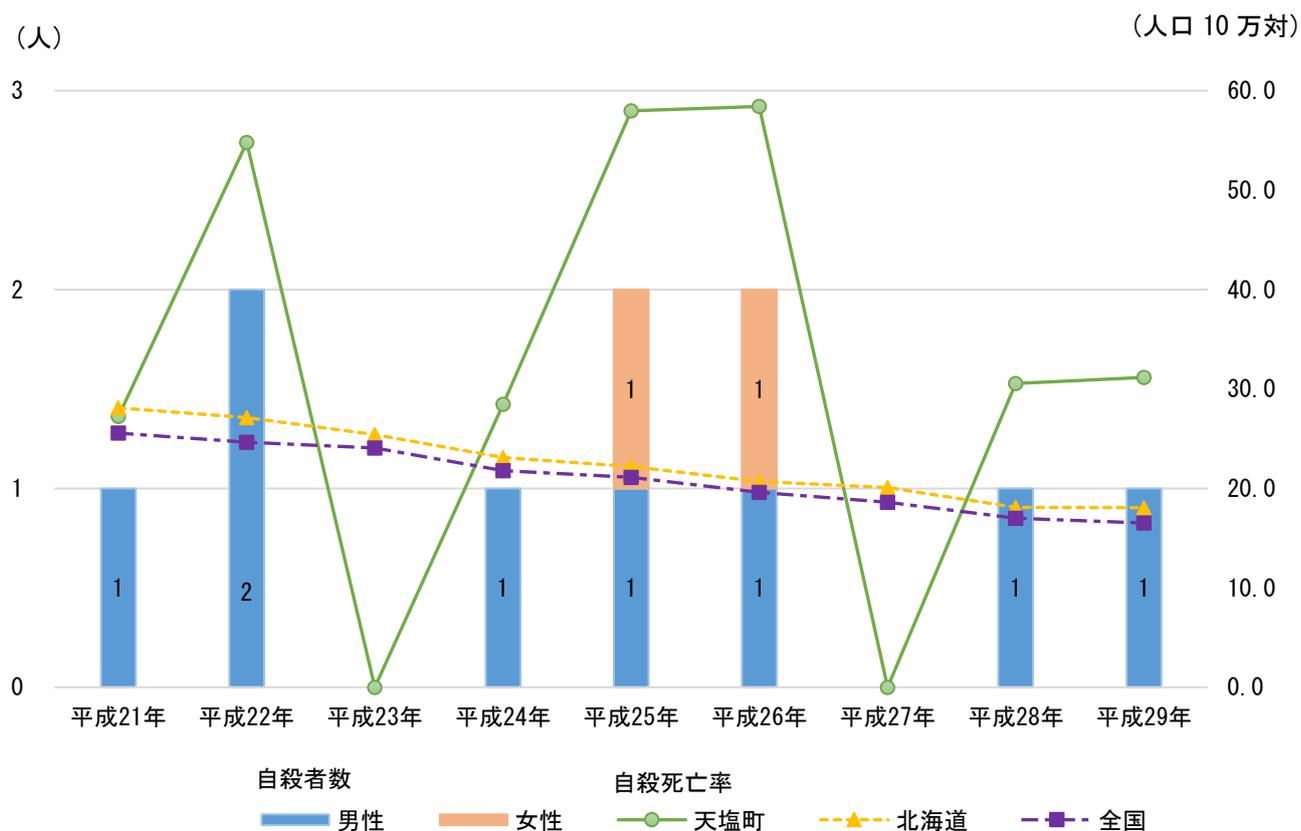
第2章 天塩町における自殺の現状と課題

1. 天塩町の自殺の現状

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本町の自殺者数は平成21年（2009年）から平成29年（2017年）までの9年間で10人、年間平均が1.1人となっています。また、人口10万人あたりの自殺死亡率は年間2人の自殺者がいた年には、全国・北海道の値と比べると大きく上回る状況となっています。

①自殺者数及び自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」※

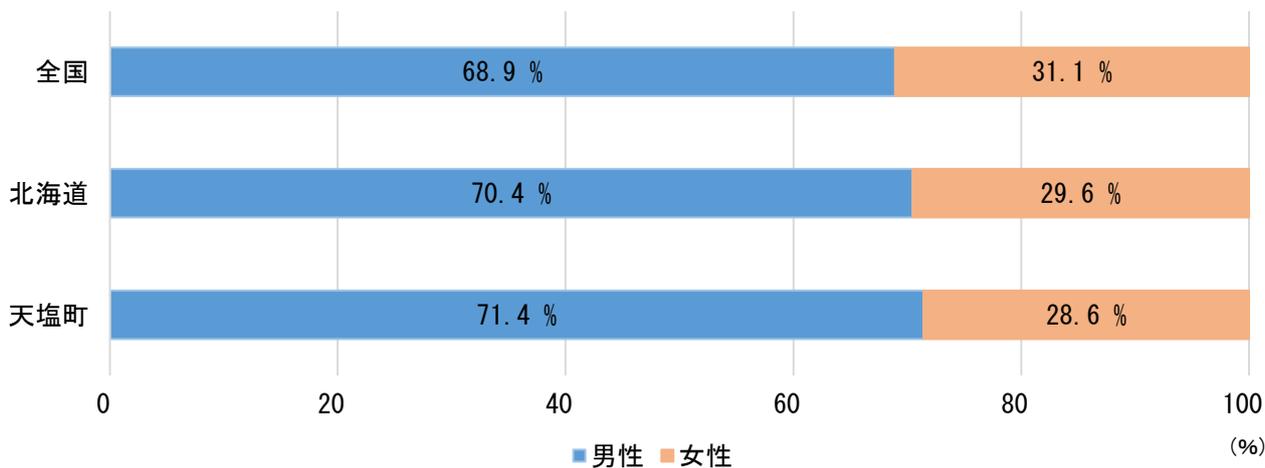
※「地域における自殺の基礎資料」：警察庁が捜査等により、自殺と判明した時点で「自殺統計原票」を作成し計上した「自殺統計」を基に集計された資料

(2) 性・年代別・職業・同居人の有無別にみた自殺の状況

本町における平成24年(2012年)から平成28年(2016年)の自殺者の男女割合をみると、男性が約7割、女性が約3割であり全国・北海道と同様の傾向と言えます。性・年代別の自殺者割合では、男性では60歳代以上で最も高く、次いで30歳代となっており、女性では30歳代・60歳代が高く、高齢者や若者の自殺者が多い状況です。

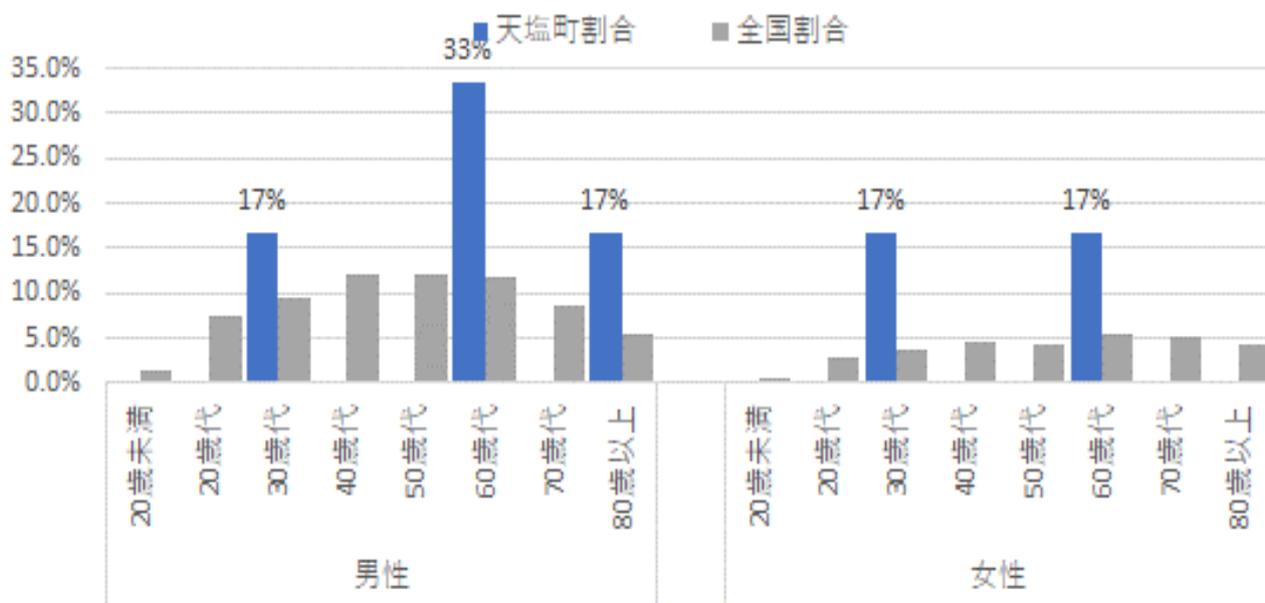
性・年齢・職業・同居人の有無別による自殺率を比較すると、「無職・同居」の割合が高い状況です。

①男女別の自殺者割合(天塩町は平成24-28年の合計)



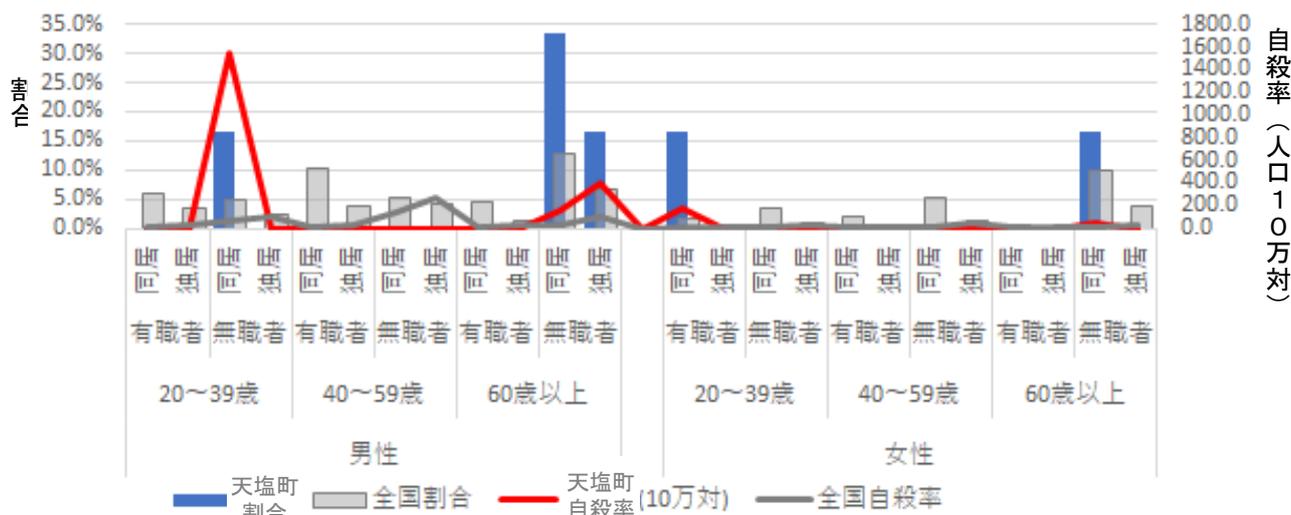
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

②性・年代別の自殺者割合(平成24-28年)



出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール」

③性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率（平成 24-28 年）

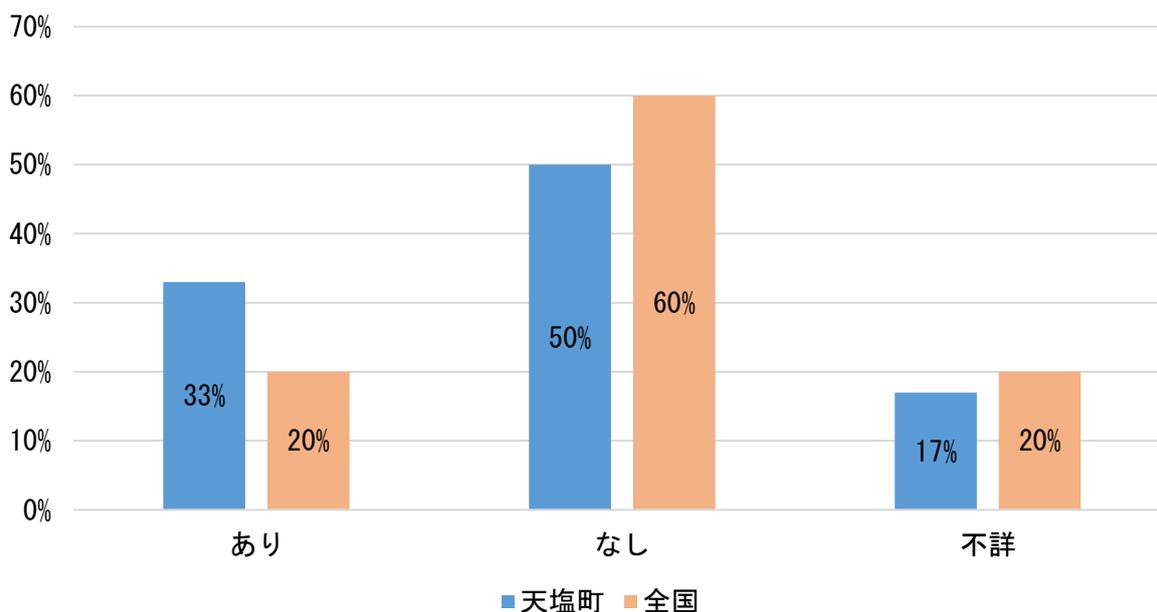


出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール」

(3) 自殺未遂歴の有無

本町における自殺者数について、自殺未遂歴の有無でみると、未遂歴のある人が2名、未遂歴のない人が3人となっています。全国と比較して、自殺未遂歴のある割合が高いです。

①自殺未遂歴の割合（平成 24-28 年）



出典：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール」

(4) 自殺の特徴（平成 24-28 年）

本町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）は下記の表となり、推奨される重点施策として「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」に対する取組があげられました。

①天塩町における自殺の高リスク対象群（平成 24-28 年）

上位 5 区分	割合	自殺率※ (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※（例）
1 位 男性 60 歳以上無職同居	33.3%	162.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2 位 男性 20～39 歳無職同居	16.7%	1538.5	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3 位 男性 60 歳以上無職独居	16.7%	407.4	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位 女性 20～39 歳有職同居	16.7%	174.6	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5 位 女性 60 歳以上無職同居	16.7%	46.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

※自殺率(自殺死亡率)の母数(人口)は平成 27 年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計

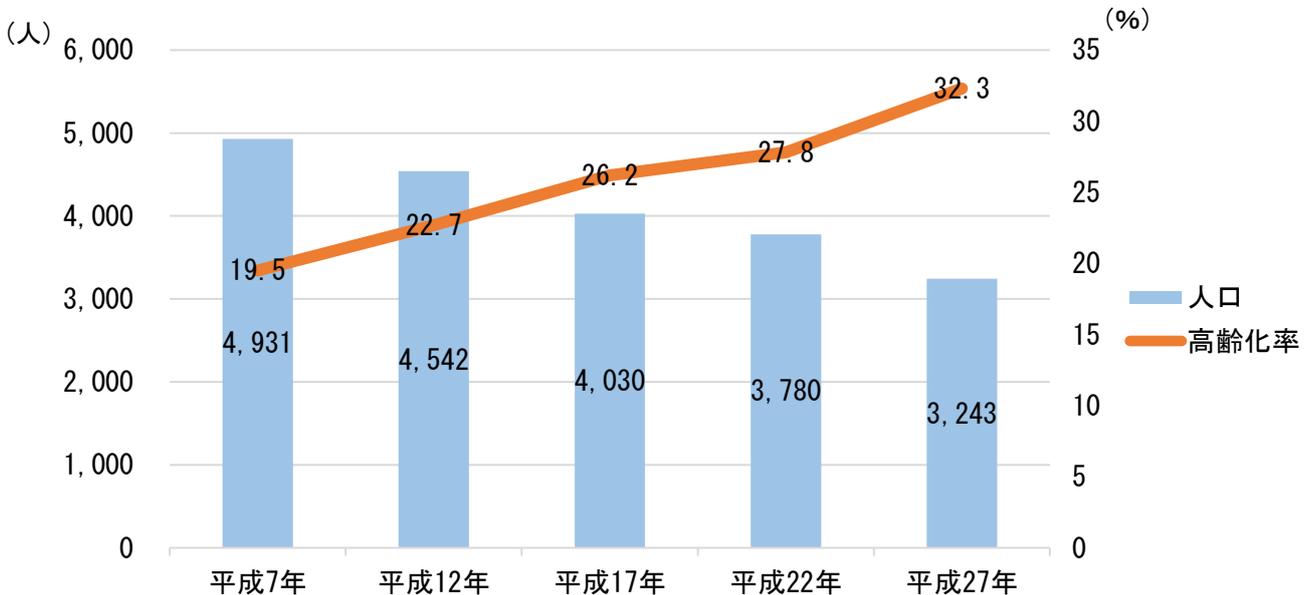
※「背景にある主な自殺の危機経路」: 自殺実態白書 2013 (ライフリンク) を参考にしたもので、危機経路を例示したもの

2. 自殺に関連するデータ

(1) 高齢者関連データ

① 総人口と高齢化率の推移

本町の総人口は平成 27 年（2015 年）には 3,243 人であり、平成 7 年（1995 年）から 5 年ごとに 250～540 人ほど減少し続けています。一方、高齢化率は右肩上がりに上昇しています。



出典：国勢調査

② 世帯の状況

平成 7 年（1995 年）から総世帯数は減少しています。高齢者のいる世帯は平成 17 年（2005 年）をピークに減少傾向であり、一方、高齢者夫婦世帯は増加しています。

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数※	1,910	1,805	1,674	1,619	1,502
高齢者のいる世帯※	642	685	697	680	663
高齢者単身世帯※	142	171	190	180	182
高齢者夫婦世帯※	-	207	200	217	237

出典：国勢調査

※総世帯数：「施設等の世帯」と「一般世帯」を合計した世帯数

※高齢者のいる世帯：世帯に 65 歳以上の者が 1 人以上いる一般世帯

※高齢者単身世帯：65 歳以上の者一人のみの一般世帯

※高齢者夫婦世帯：夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

(2) 生活困窮者関連データ

①生活保護受給状況と被保護世帯内訳

生活保護受給世帯は平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）にかけて増加傾向であり、平成 29 年度（2017 年度）の天塩町保護受給率は管内町村よりも約 1.48 倍高い状況です。また、被保護世帯の内訳としては、高齢者の単身世帯が最も多いことがわかりました。

○生活保護受給状況

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	管内町村 (H29 年度)
世帯数	46	48	48	51	54	343
人員	73	73	73	71	77	415
保護率※ (%)	21.0	22.0	22.5	22.2	24.8	16.8

○被保護世帯内訳（H29 年度）

区分	高齢世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	合計
単身世帯	28	0	0	3	10	41
2人以上の世帯	4	6	1	0	2	13
合計	32	6	1	3	12	54

出典：留萌振興局保健環境部社会福祉課資料

※保護率：人口 1 千人当たりの、生活保護を受けている人数

「被保護実人員（1 ヶ月平均）」÷「各年 10 月 1 日現在総務省推計人口（総人口）」×1000 で算出
 [%o（パーミル）は 1000 分の 1 を 1 とする単位]

②就学援助※（要保護及び準要保護児童生徒就学援助）

本町における就学援助者は平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の 5 年間では、ほぼ横ばいで推移しています。

○小学校

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数	19	19	21	21	18

○中学校

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数	11	14	15	14	12

出典：教育委員会資料

※就学援助：学校教育法第 19 法において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、学用品費や学校給食費、通学費、修学旅行費等の援助を行う制度

(3) 職業別の特徴

①就業状況

本町の就業状況においては、平成 27 年（2015 年）国勢調査によると農業が 336 人（18.8%）と最も多く、続いて建設業 234 人（13.1%）、医療・福祉 204 人（11.4%）となっており、第三次産業に次いで第一次産業の就業者が多い状況です。

完全失業率※は 1.4%となっています。

産業分類別	全労働人口		完全失業率 (%)
	人数(人)	割合 (%)	
総数	1,784	100	1.4
第 1 次	436	24.4	
農業	336	18.8	
林業	35	2.0	
漁業	65	3.6	
第 2 次	294	16.5	
鉱業・採石業・砂利採取業	9	0.5	
建設業	234	13.1	
製造業	51	2.9	
第 3 次	1,050	58.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	15	0.8	
情報通信業	1	0.1	
郵送業・郵便業	45	2.5	
卸売業・小売業	174	9.8	
金融業・保険業	29	1.6	
不動産業・物品賃貸業	5	0.3	
学術研究・専門/技術サービス業	27	1.5	
宿泊業・飲食サービス	83	4.7	
生活関連サービス・娯楽業	38	2.1	
教育・学習支援業	80	4.5	
医療・福祉	204	11.4	
複合サービス	76	4.3	
サービス業	124	7.0	
公務	149	8.4	
分類不能	4	0.2	

出典：国勢調査（H27）

※完全失業率：労働力人口（15歳以上の働く意欲のある人）のうち、完全失業者（職がなく、求職活動をしている人）が占める割合

②就業者の常住地・従業地

本町内に常住している人のうち、本町内で働いている人は1,651人（92.5%）と多く、本町で暮らしている人のほとんどは町内で仕事をしていることがわかりました。

		従業地			計
		本町内	本町以外	不明	
常住地	本町内	1,651	124	9	1,784
	本町外	138	—	—	138
	計	1,789	124	9	1,922

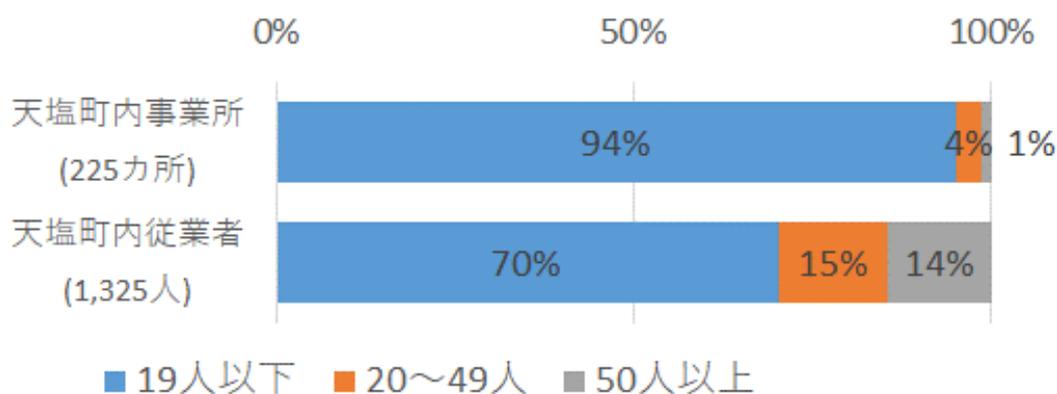
出典：国勢調査（H27）

③規模別事業所・従業者割合

本町の事業所の94%が従業員19人以下であり、特に1～4人の事業所が143箇所と63%を占め、小規模事業所で従業している人が多い状況です。

全国的に労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが必要と考えられます。

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	225	143	41	27	6	2	3	0	3
従業者数	1,325	295	253	383	137	67	190	0	—



出典：経済センサス（H26）

3. 「心の健康に関するアンケート調査」の結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

町民の心の健康に関する実態把握を行い、自殺対策計画の策定内容に反映させるとともに、こころの健康に関する取組や方向性を見直すために実施しました。

② 調査対象者

18歳～79歳以下の町民（平成30年8月1日現在） 2,287名

③ 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送による発送・回収、回収箱設置による回収、窓口回収

調査期間：平成30年（2018年）9月14日～10月5日

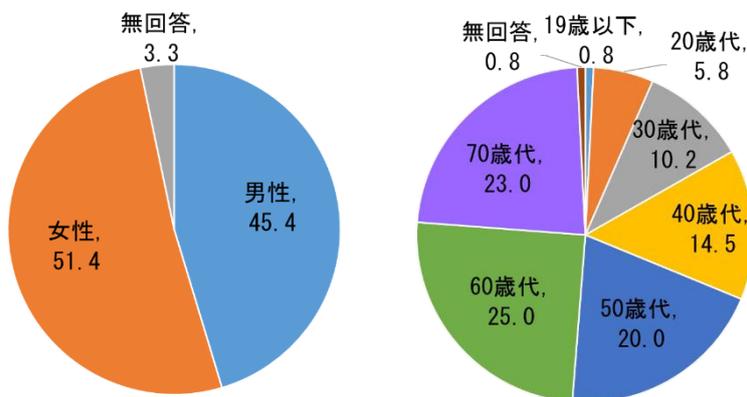
④ 回収状況

対象者 2,287名

回収数 765名

回答率 33.4%

⑤ 性別、年齢



(2) 調査結果の概況

日頃、健康問題や経済的問題、仕事や家族の問題等でストレスや悩みを感じている人は全体の4割～5割以上を占め、うつ傾向のある人は4～5人に1人、また「生きていたくない」と考えたことのある人も4人に1人おり、特に若い世代に多いことがわかりました。これらのことから、日頃、ストレスや悩みを感じている人は多く、中でも若い世代では抑うつ状態など精神的に良くない状況にある方もいることが推測されます。

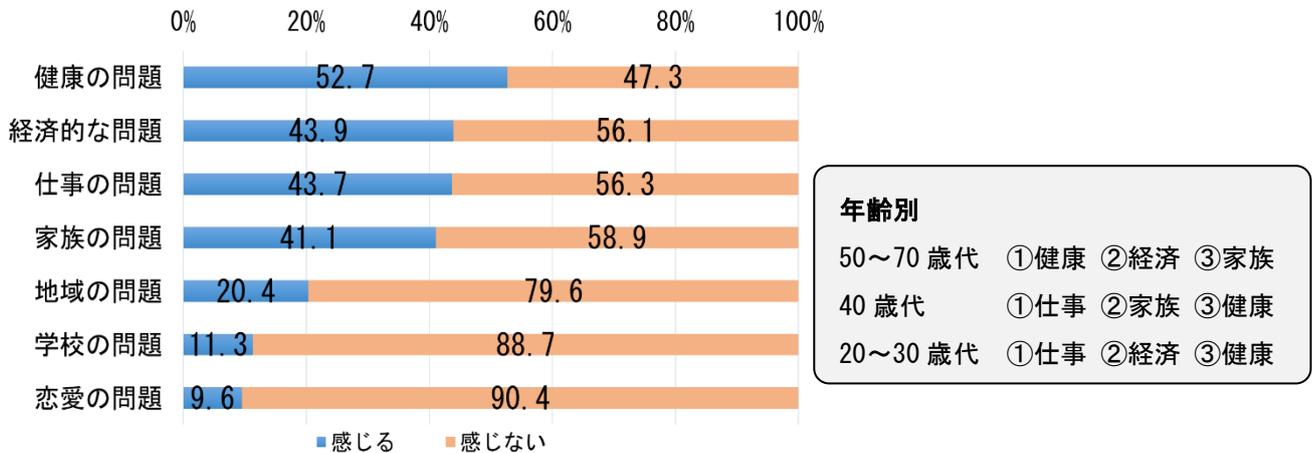
また、自殺対策に関する啓発物や取組を知らない人は全体の2割程度おり、また自殺関係の研修会に参加したことがある人も少ない状況であり、これまで自殺対策に関する本町の取組は不十分であったと思われる。

しかし、悩みやストレスを感じたときの相談相手として、家族や友人等の身近な人を選ぶ人が多く、今後は町民に対しこころの健康や自殺対策に関する様々な相談窓口と、相談を受けた際の適切な対応方法について、正しい知識や情報を広く普及していくことが重要です。

(3) 調査結果の詳細

①悩みやストレスについて

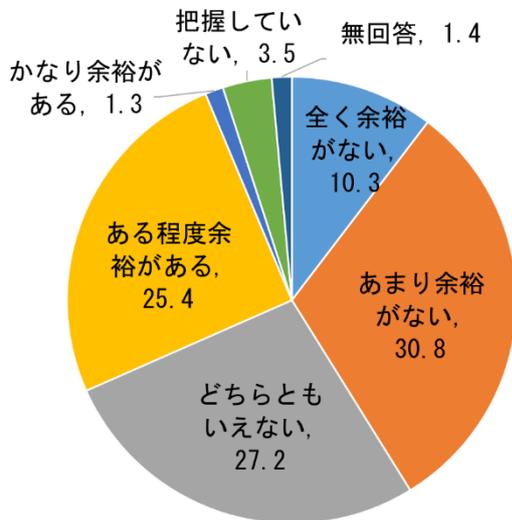
「あなたは日頃、悩みやストレスを感じることがありますか」



悩みやストレスの原因に関して、多い順から「①健康の問題②経済的な問題③仕事の問題」となっていますが、年代別に見ると 40 代では「①仕事②家族③健康」、20～30 代では「①仕事②経済③健康」の順であり、世代によって悩みやストレスの原因には違いがあることがわかりました。

②家計の余裕について

「ご家庭の家計の余裕はどの程度ですか」



悩みやストレスの1つの原因として「経済の問題」があり、「あまり余裕がない」と答えた人が 30.8% と最も多く、次が「どちらともいえない」が 27.2% でした。「全く余裕がない」と答えた人も 10.3% おり、重点施策の1つである「生活困窮者」への対応が重要であることがわかりました。

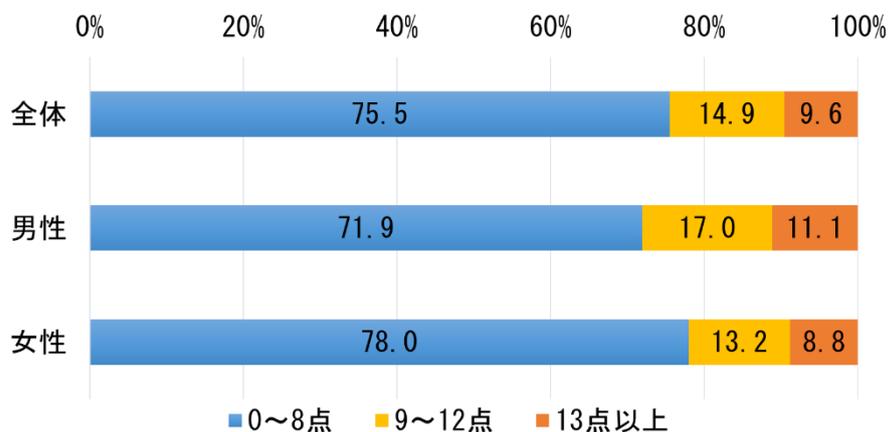
③うつ傾向

「あなたは日々の中で、次のように感じることはありますか」

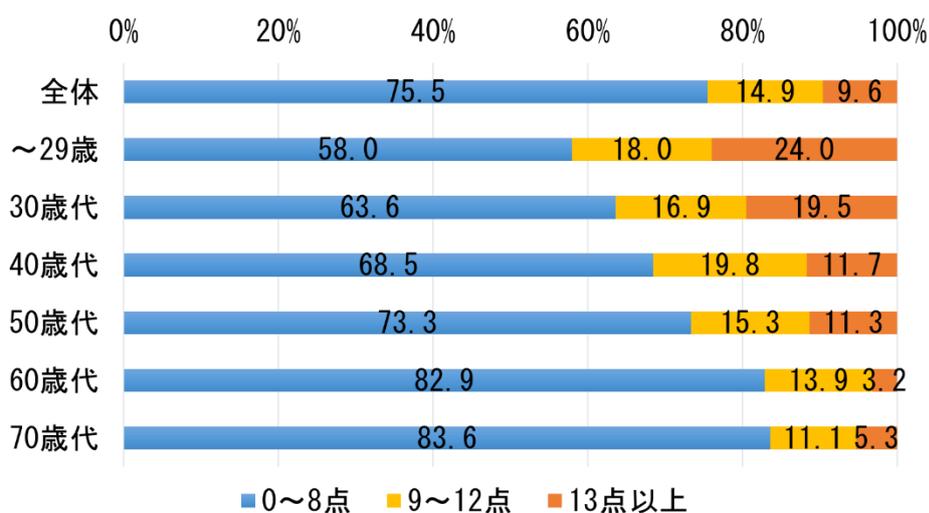
項目	まったく ない	少しだけ ある	時々ある	よくある	いつも ある
ちょっとしたことでイライラしたり不安になることがある	0	1	2	3	4
絶望的だと感じることはある	0	1	2	3	4
そわそわ落ち着かなくなることがある	0	1	2	3	4
気分が沈み、気が晴れないことがある	0	1	2	3	4
何をすることも面倒だと感じることはある	0	1	2	3	4
自分は価値のない人間だと感じることはある	0	1	2	3	4

※合計点が9点以上で「うつ傾向」と判断

男女別



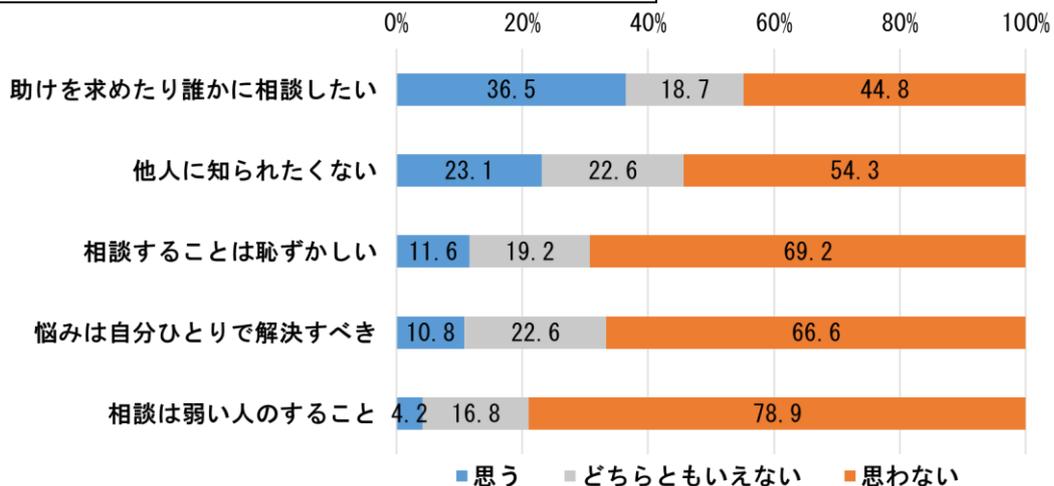
年齢別



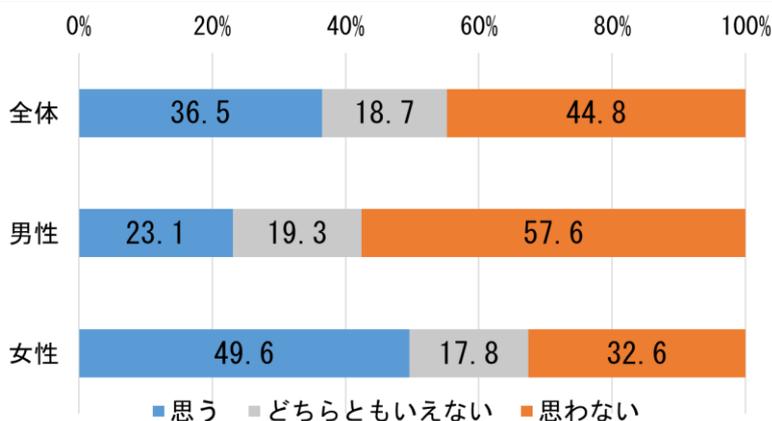
うつ傾向を調べる質問では、全体の24.5%である4~5人に1人がうつ傾向であることがわかりました。年齢別に見ると、若い世代になるほどうつ傾向のある人の割合が多くなっています。このことから、重点施策の一つである「若者」への取組が重要と考えます。

④相談相手について

「悩みやストレスを感じたときに、どう考えますか」

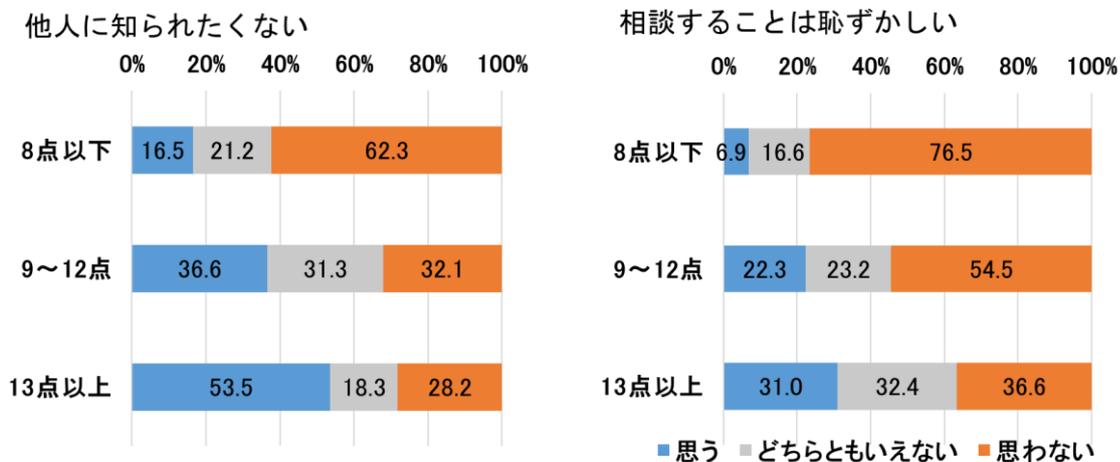


「助けを求めたり誰かに相談したい」の項目について男女別で比較



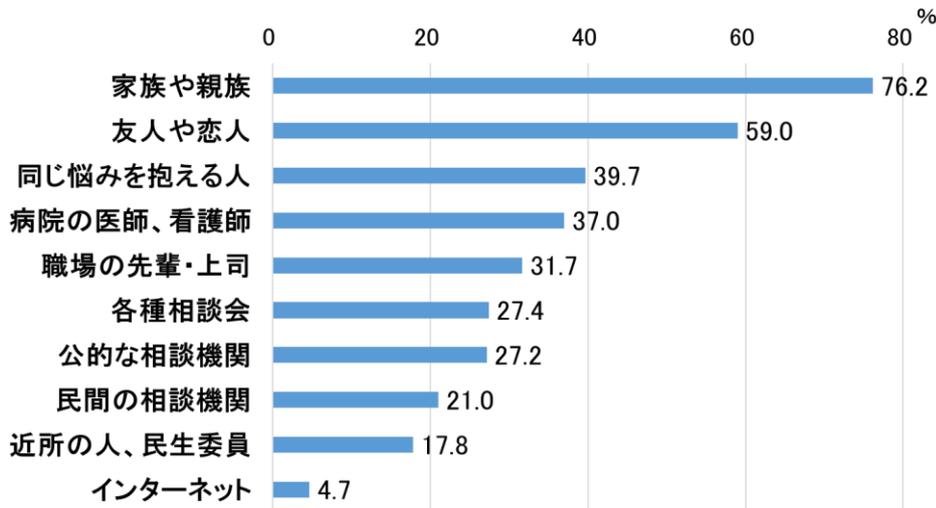
悩みやストレスを感じたときに「誰かに相談したい」と思う人は全体の36.5%、思わない人は44.8%と相談したいと思わない人の方が多く状況でした。また、男女別で見ると、相談したいと思う人の割合は女性が多く、男性は相談することへの抵抗感を持っていることがわかりました。

うつ傾向×悩みや相談に対する考え



うつ傾向の点数が高い人ほど、「他人に知られたくない」「悩みを相談することは恥ずかしい」と感じている人が多いことがわかりました。

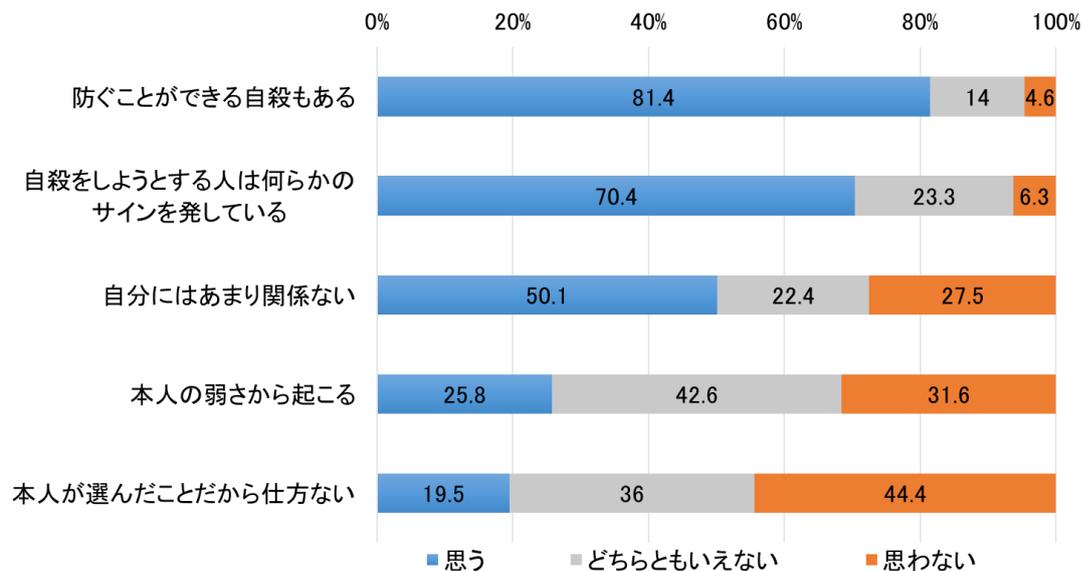
「悩みやストレスを感じたときに、以下の人に相談したいと思いますか」



相談したい相手として、「家族や親族」が76.2%、「友人や恋人」が59%と、身近な人への相談が多いことがわかりました。専門職への相談は3割程度に留まっており、全ての項目において「相談しない」を選択した人も約9%いました。

⑤自殺に対する考え

「あなたは自殺についてどのように思いますか」

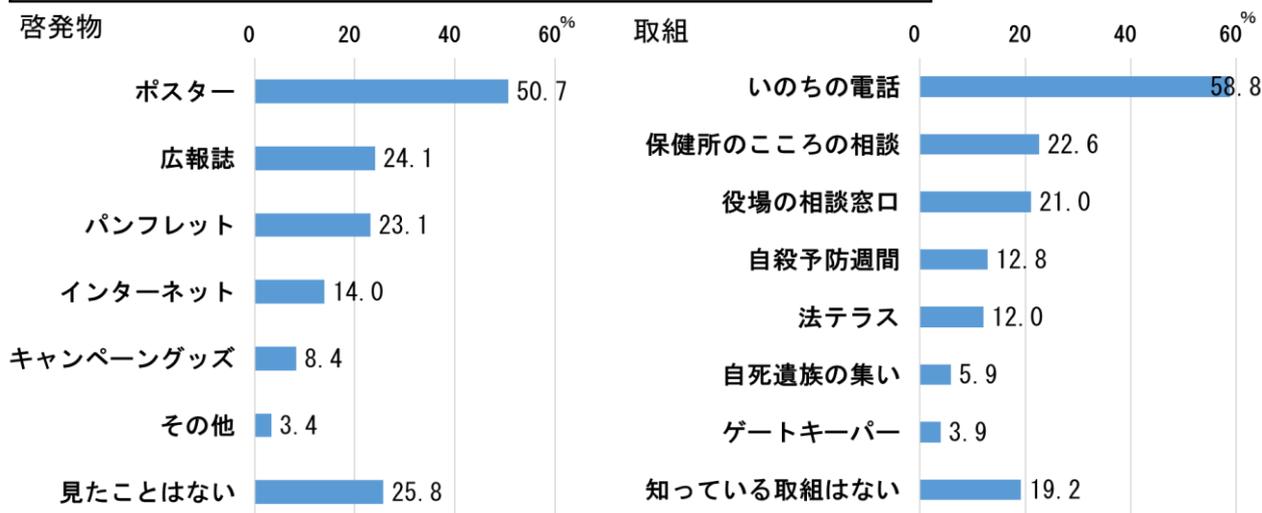


自殺に対し、「防ぐことができる自殺もある」と答えた人は81.4%と高く、アンケートに回答した人の大多数は自殺を防ぐことができると考えていることがわかりました。

しかし、その一方で「自分にはあまり関係がない」と答えている人も50.1%おり、自殺についてあまり身近でないと感じている人もいることがわかりました。

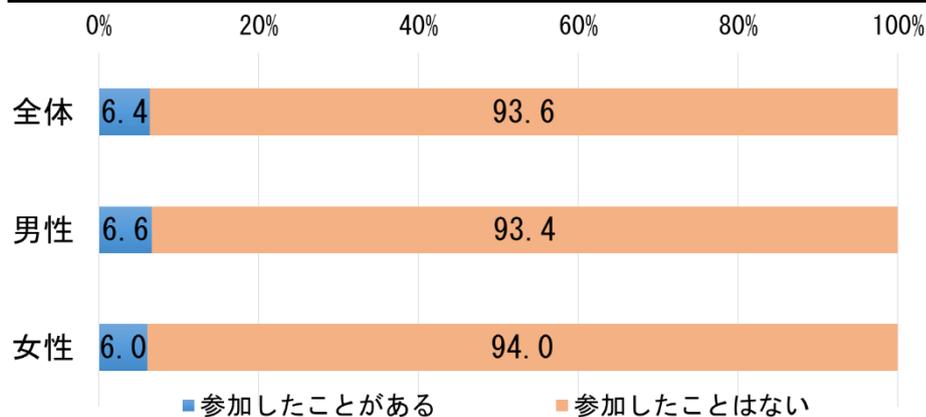
⑥自殺対策の啓発物と研修会について

「あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか」
 「あなたは自殺対策に関する以下の取組について知っていましたか」



自殺対策の啓発物について「見たことはない」と答えた人は 25.8%、「知っている取組はない」と答えた人は 19.2%でした。相談相手として家族や友人等の身近な人が選ばれていることから、相談を受けたときに適切な機関につなぐことができるよう、多くの町民に対し自殺対策の取組や相談窓口等について徹底した周知が求められます。

「自殺予防（こころの健康、うつ病など）に関する講演会や、ゲートキーパー講習会に参加したことがありますか」



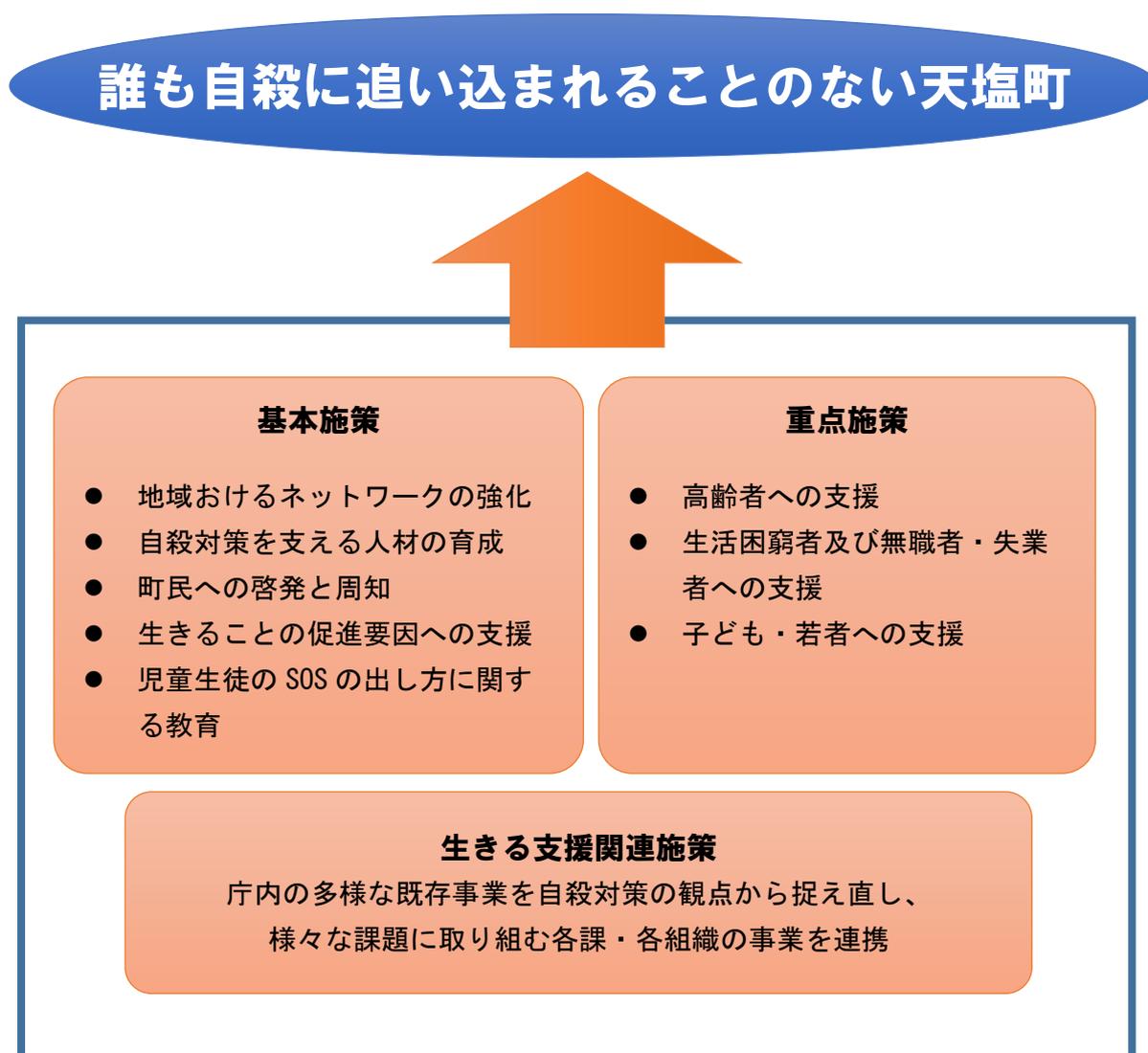
自殺予防に関する講習会等に「参加したことがない」と答えた人は全体の9割以上を占めています。今回、アンケートに答えてくれた人の中には公務員や専門職の方もいましたが、ほとんどの人が講習会に参加したことがないと考えられます。各種窓口では様々な相談を受ける場合も多く、特に相談窓口となりやすい役場職員や専門職、及び身近な相談相手となる町民の方を対象とした講習会の開催が求められます。

第3章 自殺対策における取組

1. 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



2. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場環境の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況等が複雑に関係しています。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

自殺対策においては、医療、保健、福祉、教育、労働その他の様々な関係機関と連携を図り、ネットワークの強化を推進していきます。

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 天塩町いのち支える自殺対策連絡協議会 行政、関係機関、団体等の代表者等で構成する協議会を設置し、町の自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康てしお21推進委員会 健康に関する町内の関係機関や各団体の代表が集まり、こころの健康に関する課題を共有し、対策について協議を行います。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 天塩町民生委員児童委員協議会 町民とのつながりが強い民生委員に対し、気づき、つなぐ支援ができるよう会議や研修等の議題に自殺対策を取り上げ、情報共有を図り連携を強化していきます。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立支援事業 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、相談支援、就労支援、家計支援の他、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしていきます。 	福祉課 社会福祉事務所
<ul style="list-style-type: none"> ● 天塩町要保護児童対策地域協議会 児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見による適切な保護を図るため、関係機関との適切な連携と情報の共有により、対応に努めます。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 天塩町自立支援協議会 障害がある方とその家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、自殺対策の視点も加え、検討していきます。 	福祉課 基幹相談支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア会議 高齢者の個別課題について、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域の社会資源を総合的に調整し、支援困難事例や広域的な課題について検討します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 天塩町地域教育及び生活支援体制連携推進協議会 教育・保健・福祉関係機関が連携を図り、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒についての実態把握や個別ケースについての情報共有と適切な支援について検討し、幼児児童生徒が等しく地域で学び、生活できる環境を整備します。 	教育委員会 福祉課 各学校

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)
天塩町いのち支える自殺対策連絡協議会開催数	未実施	1回以上/年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクを抱えた町民の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら、確実に支援につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の育成を推進していきます。

また、より包括的な支援を展開するために、関係機関の人材育成を推進し、資質向上を図ります。

事業内容	担当課 関連機関
<p>● 役場職員を対象としたゲートキーパー研修の開催</p> <p>窓口における各種相談対応や、税金・保険料等の支払いの際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきつかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。</p>	全課
<p>● 専門職を対象としたゲートキーパー研修の開催</p> <p>町民からの相談や自殺リスクが高い方の対応にあたる様々な職種（医療関係者・警察・消防・各サービス機関等）を対象にゲートキーパー研修を開催し、自殺に係る実態の共通理解や最新知見を合同で学習する機会を確保します。</p>	福祉課
<p>● 一般町民及び各関係団体を対象としたゲートキーパー研修の開催</p> <p>日頃から町民と接する機会の多い民生委員や町内会連合会、保健推進員、商工会、消防団、関係団体、地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。</p>	福祉課
<p>● 事業所の職員を対象としたゲートキーパー研修の開催</p> <p>管理職や従業員を対象にメンタルヘルスに関する研修会やゲートキーパー研修等を開催し、うつ等の気づきの理解や各相談機関等の周知を図ります。</p>	福祉課
<p>● 教職員及び教育関係者を対象としたゲートキーパー研修の開催</p> <p>子どもや児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。</p>	福祉課 教育委員会
<p>● 認知症サポーター養成講座</p> <p>認知症サポーター養成講座の際に介護者の負担やストレスに関する講話を行うことにより、介護者の自殺リスクについて理解し、気づき役・つなぎ役としての役割を担えるよう支援します。</p>	福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
町職員対象のゲートキーパー研修受講率	未実施	職員の 80%以上
一般町民及び各関係団体及び事業所等を対象としたゲートキーパー研修の開催数	未実施	1 回以上/年
ゲートキーパー研修受講者のうち「自殺対策についての理解が深まった」と回答した人の割合 (研修会アンケートより)	-	70%

(3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについての理解の促進を図ります。また、いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが町全体の共通認識となるように、積極的に自殺予防の普及啓発を行います。

地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早期に専門機関につなぐことができるような体制を整備します。

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口に関するリーフレットの作成 こころのチェックリストや各種相談窓口一覧を載せたリーフレット等を作成します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 町内各地におけるリーフレットやポスター等の設置 リーフレットや自殺予防に関する啓発グッズ、ポスター等を庁内窓口や福祉関係機関、医療機関等の他、町民が訪れる様々な施設に設置し、広く町民への周知を図ります。 	全課 医療機関 警察・消防 福祉関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 図書室における啓発用ブースの設置 自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)に合わせて、こころの健康に関する書籍紹介や展示を行います。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベント等での啓発活動 成人式や敬老会等、町内の各イベントでリーフレットや啓発グッズ等を配布します。 	全課 各関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康づくり講演会の開催 自殺の要因となるうつ病等の精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識について理解を深めるための研修を開催します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康に関する健康講座の実施 町内会や職場、地域の各団体で行う健康相談・健康講座の機会に自殺の要因の一つであるうつ病等の精神疾患や、自殺問題について取り上げ、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講話を行います。 	福祉課 町内会・商工会 各関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報を活用した啓発活動 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせて、自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。 	総務課 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 町のホームページでこころの健康サイトを開設 町のホームページやSNS等に、自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせて、自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。 	総務課 福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
リーフレットやポスター等の設置数	0ヶ所	町内 10ヶ所
啓発リーフレットの全戸配布	未実施	1回/年
「広報てしお」での啓発	未実施	1回以上/年
図書室でのコーナー設置	未実施	1回以上/年

(4) 生きることの促進要因への支援

社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう取り組む必要があります。

このため、生活上の困り事を察知し、連携して解決を図る支援、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

① 居場所づくり活動

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会活動 町内会活動を通じて身近な町民同士の交流を深め、互いに支えあいながら安心・安全で住みよいまちを創り上げるために様々な活動を行うことで、地域における居場所づくりを促進します。 	住民課 町内会
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育団体等の活動 参加者同士の交流を促進し、様々な町民が気軽に集える事業を展開することで、仲間づくりや居場所づくり、生きがいの創出につなげます。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センター「あいあいくらぶ」 子育て世代にある親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育てに関する相談支援を行うとともに、子育てに係る情報提供を行います。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども発達支援センター「つくしんぼ教室」 幼児から高校生までの障害を抱えている子どもや、発達が気になる子ども達を対象に、一人ひとりに合わせて心と体の成長を支援します。また、子どもとの関わり方や発達に関する不安や悩みについて相談支援を行います。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの居場所づくり「ぞく・囲炉裏クラブ」 地域の児童生徒及び若者が集まり、様々な交流を通して人や地域とのつながりをつくるサポートを行います。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域支えあいサロン「みらくる」 地域に住む人達が気軽に集い、安心して過ごせる居場所を提供します。また、日常生活における悩みや困りごとに関する相談支援を行うとともに、必要に応じて支援機関につなげます。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● はまなす学園大学 高齢者が生涯にわたり学習する姿勢を支援するとともに、社会参加や生きがいづくりの場となるよう活動を支援します。 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ● 老人クラブ 高齢者の社会参加や生きがいづくりの場となるよう活動を支援します。 	福祉課 社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般介護予防事業 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種サロン（地域介護予防活動支援事業） 参加者同士が交流や相談を通して、孤立や孤独を防ぐとともに、不安やストレスの解消を図ります。 	福祉課 社会福祉協議会

② 相談支援体制の充実

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な悩みや困りごとに関する相談体制の整備 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な悩みや困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、就労、DV、住まい等）に応じて、関係部署と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。また、自殺のリスクが高い方については、自殺対策窓口へ情報提供を行い、連携を図りながら自殺予防に取り組みます。 	全課 福祉関係機関
<ul style="list-style-type: none"> 消費生活問題相談 消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談窓口を掲載したチラシを配布し、相談先情報の周知に努めます。 	住民課
<ul style="list-style-type: none"> 人権相談 差別やいじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題での困りごとに関する相談の機会を設け、必要に応じて専門の支援機関につなげます。 	福祉課 人権擁護委員
<ul style="list-style-type: none"> うつ等のスクリーニングの実施 地区健康相談やひとり暮らし高齢者への訪問等の機会を活用し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。 また、出産後間もない産婦については、産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングや個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。 	福祉課

③ 自殺ハイリスク者等への支援

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> 自殺ハイリスク者支援体制のネットワーク化 自殺のリスクが高い方について、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な指導、助言を行っていきます。 	福祉課・保健所 医療機関 警察・消防等
<ul style="list-style-type: none"> 自殺未遂者への適切な対応に関する知識を得るための研修の実施 自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関や関係機関等への研修を検討します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 死亡届時のリーフレット配布 死亡届に訪れた遺族に対し、各種相談窓口の情報を掲載したリーフレットを配布します。 	住民課

④ 遺された人への支援

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> 遺族向けのリーフレットの配布 自死遺族向けのリーフレットを各機関や窓口に設置し、支援情報の周知に努めるとともに、個別の支援を行います。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 遺族に関わる人への研修 自死遺族への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関や関係機関等への研修を検討します。 	福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
地域支え合いサロン「みらくる」の開催数	3 回/週	3 回以上/週
うつスクリーニングの実施対象	産婦	産婦・高齢者・健診受診者
死亡届時のリーフレット配布率	未実施	100%

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面し、いのちや暮らしに危機を感じたとき、誰にどのように助けを求めればよいのか、周りの信頼できる人に助けを求められることができるよう、具体的かつ実践的に方法を学ぶと同時に、周囲に助けを求めてもよいということを学ぶ「SOSの出し方教育」を推進していきます。

また、こうした子どものSOSに対して、適切に対応できるような相談体制を整備していきます。

事業内容	担当課 関連機関
<p>● SOSの出し方教育 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 人権やいじめに関する授業 児童生徒を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。</p>	福祉課 人権擁護委員 各学校
<p>● 教職員及び教育関係者を対象としたゲートキーパー研修の開催 子どもや児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● スクールカウンセラー等派遣事業 各学校へスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣し、子ども達の居場所づくりと学校生活等に関する相談支援を行います。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 天塩町地域教育及び生活支援体制連携推進協議会《再掲》 教育・保健・福祉関係機関が連携を図り、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒についての実態把握や個別ケースについての情報共有と適切な支援について検討し、幼児児童生徒が等しく地域で学び、生活できる環境を整備します。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 相談窓口の周知 いじめや不登校、その他学校生活に関する相談窓口一覧を児童生徒と保護者に配布し、悩みや困りごとを発信できるよう相談窓口の周知を図ります。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 児童生徒の支援体制の強化 不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。</p>	教育委員会 福祉課 各学校

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
SOSの出し方教育の実施数	未実施	各小中学校 1回以上/年
人権教室の開催数	5回/年	5回以上/年
スクールカウンセラー等派遣事業実施数	小中学校：2回以上/月 高校：1回以上/月	小中学校：2回以上/月 高校：2回以上/月
相談窓口の周知	1回/年	3回/年

3. 重点施策

(1) 高齢者への支援

高齢者の自殺については、身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失感や孤立感などが加わる結果と考えられます。閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

町では、行政サービス、関係機関の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの運営 高齢者相談を受ける中で地域の高齢者が抱える問題を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭においた施策の展開や関係者間での連携強化、地域資源の連動を推進します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ケア会議《再掲》 高齢者の個別課題について、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう地域の社会資源を総合的に調整し、支援困難事例や広域的な課題について検討します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療・介護連携推進事業 地域の医療・介護・福祉の関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行い、地域の医療・介護サービス資源のまとめと、関係者及び町民への周知を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。 	福祉課 医療機関 介護福祉 関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症初期集中支援事業 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスに繋がるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。 	福祉課 医療機関 介護福祉 関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般介護予防事業《再掲》 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種サロン（地域介護予防活動支援事業）《再掲》 参加者同士が交流や相談を通して、孤立や孤独を防ぐとともに、不安やストレスの解消を図ります。 	福祉課 社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防生活支援事業及び介護サービス事業 ヘルパーやデイサービス、配食サービス、各種相談等の支援を通し、高齢者の日常生活に関する不安の解消に努めます。また、生活上の問題や自殺リスクの高い高齢者を把握し、関係機関と連携した支援を図ります。 	福祉課 社会福祉協議会 介護サービス 事業所
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーター養成講座《再掲》 認知症サポーター養成講座の際に介護者の負担やストレスに関する講話を行うことにより、介護者の自殺リスクについて理解し、気づき役・つなぎ役としての役割を担えるよう支援します。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健康相談・健康教室 町内会や関係団体等で開催する健康相談・健康教育の機会に、うつ病を含め、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行います。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診・健康診査の実施 特定健康診査、後期高齢者健康診査等の実施と受診の推奨をすることにより、高齢者の健康面の不安軽減に努めます。 	福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
地域ケア会議開催数	2 回/月	2 回/月
一般介護予防事業開催数	24 回/年	25 回/年
認知症サポーター養成講座開催数	2 回/年	2 回以上/年
特定健診・後期高齢者健診受診率	特定健診：43.5% 後期高齢者健診：6.3%	特定健診：60% 後期高齢者健診：15%

(2) 生活困窮者及び無職者・失業者への支援

平成 24 年（2012 年）～平成 28 年（2016 年）の自殺統計によると、本町における自殺者 6 名のうち無職者が 5 名であり、自殺実態プロファイルの重点施策として、「無職者・失業者」及び「生活困窮者」の対策を推奨しています。

生活困窮者の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護疲れ等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

事業内容	担当課 関連機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護に関する相談 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。 	福祉課 社会福祉事務所
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立支援事業《再掲》 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、相談支援、就労支援、家計支援の他、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。 	福祉課 社会福祉事務所
<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活問題相談《再掲》 消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談の際に相談窓口を掲載したチラシを配布し、相談先情報の周知に努めます。 	住民課
<ul style="list-style-type: none"> ● 年金相談 年金に関する相談受付時に、経済的問題のために自殺リスクを抱える町民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種納付相談 各種税金や各保険料、各利用料金等の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談を随時窓口で受け付けます。相談の機会を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制をつくります。 	住民課 建設課 教育委員会 福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
生活困窮者自立支援相談件数	延 7 件	延 15 件

(3) 子ども・若者への支援

将来ある若年層の自殺は、全国的に深刻な問題です。本町でも 20 歳未満の自殺者はいないものの、20 歳代・30 歳代の自殺者が発生しています。

問題を克服した過去の経験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低いなど、「生きることの促進要因」が少ない子ども・若者は、些細な出来事に対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、生きることの促進要因の増加を図ります。

事業内容	担当課 関連機関
<p>● SOSの出し方教育《再掲》 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 人権やいじめに関する授業《再掲》 児童生徒を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。</p>	福祉課 人権擁護委員 各学校
<p>● 教職員を対象としたゲートキーパー研修の開催《再掲》 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● スクールカウンセラー等派遣事業《再掲》 各学校へスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣し、子ども達の居場所づくりと学校生活等に関する相談支援を行います。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 天塩町地域教育及び生活支援体制連携推進協議会《再掲》 教育・保健・福祉関係機関が連携を図り、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒についての実態把握や個別ケースについての情報共有と適切な支援について検討し、幼児児童生徒が等しく地域で学び、生活できる環境を整備します。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 相談窓口の周知《再掲》 いじめや不登校、その他学校生活に関する相談窓口一覧を児童生徒と保護者に配布し、悩みや困りごとを発信できるよう相談窓口の周知を図ります。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 児童生徒の支援体制の強化《再掲》 不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。</p>	教育委員会 福祉課 各学校
<p>● 子どもの居場所づくり「ぞく・囲炉裏クラブ」《再掲》 地域の児童生徒及び若者が集まり、様々な交流を通して人や地域とのつながりをつくるサポートを行います。</p>	福祉課

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)
天塩町地域教育及び生活支援体制連携推進協議会による個別ケース検討会開催数	協議会設置なし	各小中学校 1 回以上/年
若者の居場所づくり「ぞく・囲炉裏くらぶ」開催数	1 回/月	1 回以上/月

4. 生きる支援関連施策

<p><基本施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における連携・ネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材育成 3. 住民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 	<p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者 2. 生活困窮者及び無職者・失業者 3. 子ども・若者
--	--

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
総務課	職員の研修に関すること	◆自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなる。		●							○
	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	◆町民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●							
	広報・ホームページ・SNSを活用した情報発信	◆「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」に自殺対策の啓発として、町広報やホームページ、SNS等を活用して相談窓口や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接町民へ発信することで、効果的な啓発が可能となる。			●						○
商工観光課	中小企業対策に関すること	◆経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●			●			●		
	商工会事業に関すること	◆商工会で自殺対策に関する研修の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会となる。		●	●						
住民課	消費者生活対策	◆消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●			●		●	●		○
	町内会活動に関すること	◆町内会等で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、町民としてできることを主体的に考えてもらう機会となり得る。 ◆地域に住む人がふれあいの場をつくり、安心・安全で住みよいまちを創るために様々な活動を行うことで、地域における居場所づくりとなり得る。		●	●	●					○
	住民相談に関すること	◆様々な相談を受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ◆相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、地域の相談機関等に関する情報を知ってもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。	●	●							○

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
住民課	町税・国保税の徴収及び滞納整理事務	<ul style="list-style-type: none"> ◆納税や年金の支払い等を期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ◆相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 	●	●					●		○
	青少年対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ◆地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。 	●							●	
	災害援助に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆自殺総合対策大綱において、災害における被災者の心のケア支援事業の充実や生活上の不安や悩みに対する相談、実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性がうたわれている。 ◆地域防災計画において、メンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。 				●					
	交通安全対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ◆加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。 	●		●						
建設課	公営住宅の管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる町民に接触するための、有効な窓口となり得る。 	●						●		
	公営住宅家賃・水道料金の徴収及び滞納整理事務	<ul style="list-style-type: none"> ◆家賃や水道料金の滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ◆相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 	●	●				●		○	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
農林水産課	一次産業従事者の経営及び生活改善に関すること	◆経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●						●		
	一次産業を従事する青年及び女性の育成指導に関すること	◆関係者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな一次産業従事者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。		●	●						
教育委員会	就学に関する相談・事務	◆特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ◆児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。				●	●			●	
	生徒指導・健全育成に関すること	◆問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 ◆教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。					●			●	
	スクールカウンセラー等派遣事業	◆様々な課題を抱えた児童生徒や保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ◆スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。					●			●	○
	いじめや虐待等に関する相談窓口の周知	◆児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性がある。 ◆自殺問題や相談先に関するリーフレットを配布することにより、児童生徒の援助希求能力の醸成や問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。			●		●			●	○
	学校図書室の活用	◆学校の図書室のスペースを利用し、自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)の際に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。			●		●			●	
	教職員の研修に関すること	◆教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修によりメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応について理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につながり得る。		●				●		●	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
教育委員会	いじめ防止対策に関すること	◆いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ◆いじめに関する研修会等の開催時や個別支援の際に、リーフレットを配布することで、いじめにあった際の相談先の情報を周知できる。			●		●			●	○
	不登校児童生徒対策に関すること	◆対応する職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。また、保護者から相談があった場合に、必要に応じて適切な機関につなぐ等の対応をとれる可能性がある。		●			●			●	○
	SOSの出し方に関する教育	◆児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性がある。児童生徒の教育の中で、自殺問題や相談先に関する情報提供やSOSの出し方を伝えることにより、児童生徒の援助希求能力の醸成や問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。			●		●			●	○
	P T A 活動の支援・育成に関すること	◆自殺問題に関するテーマで研修会を行うことにより、保護者の間で子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。また、保護者自身が問題を抱えた際の相談先情報の提供にも寄与し得る。		●	●		●			●	
	就学援助費に関する事務	◆就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも家庭内に様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。家庭状況に関する聞き取りを行うことで、リスクの早期発見と対応が可能となる。					●		●	●	
	学校・家庭・地域社会の連携支援	◆児童・生徒の中には様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。学校や家庭、地域の支援者、関係機関で連携していくことにより、子どもやその家族の自殺リスクに直面した際の対応と支援体制向上の機会となる。	●				●			●	
	子どもの人権に関する教育	◆町内の小・中学生を対象とした、いじめに関する人権教室、自殺問題に関する教育を行うことにより、自殺対策を啓発する機会となる。 ◆望まない妊娠や性被害等も、自殺リスクにつながる重大な問題であるため、性に関する指導の際に相談先が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図ることができる。			●		●			●	○

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
教育委員会	スマホやネットの安全対策に関すること	◆小・中・高校生やその保護者がスマートフォンやインターネットの使い方について主体的に考え、活動することにより、インターネットのメリット・デメリットの理解・周知の機会となる。					●			●	
	芸術鑑賞事業	◆各学校で芸術鑑賞を行う際にいじめ等のテーマで開催し、併せて相談窓口等を周知することで、自殺対策を啓発する機会となる。			●		●			●	
福祉課	各種手帳・手当等の申請・交付・受付事務	◆申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●								
	児童手当支給事務	◆転入や転出に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●				●			●	
	乳幼児等医療費助成	◆当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。					●			●	
	ひとり親家庭等医療費助成事業	◆ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちである等、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ◆医療費の申請手続きの際に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。					●		●	●	
	自立支援医療申請受付事務	◆申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●								
	障害福祉サービス費給付事業	◆申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。 ◆障害支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。	●								
	障害児通所給付費給付事業	◆申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●				●			●	
	障害者虐待への対応	◆虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背景にある様々な問題をも察知し、適切な支援策へとつなぐ接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。	●								
	民生委員・児童委員	◆地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	●					●	●	●	○
生活保護に関する相談・事務	◆生活保護利用者は、利用していない人比べて自殺のリスクが高いことが明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。	●							●	○	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
福祉課	権利擁護人材育成事業	◆判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ◆事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。	●								
	基幹相談支援センター事業	◆相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●								
	生活困窮者自立支援事業	◆生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策の連動が重要である。 ◆そのため、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談表を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。	●						●		○
	地域支え合いサロン「みらくる」	◆障害等を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺のリスクが高まる可能性がある。 ◆そうした方々が集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある方を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。				●		●	●		○
	子どもの居場所づくり推進事業	◆居場所の提供は児童生徒・若者の生きることの足場を支えるもの(生きることの促進要因への支援)にもなり得る。 ◆児童生徒・若者との接触を通じて、当人や家族の抱える問題や家庭の状況を把握する貴重な機会となり、必要時には訪問や面談を行い支援先へつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。				●			●	●	○
	放課後児童保育事業	◆学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ◆学童保育を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。		●				●		●	
	短期保険証・資格証発行に関する事務	◆保険料等を期限までに支払えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況あったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●							●	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	生活困窮者 無職者・失業者	子ども・若者	計画掲載	
福祉課	介護保険料の徴収及び滞納整理事務	<p>◆保険料の支払い等を期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。</p> <p>◆相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。</p>	●					●	●		○	
	介護保険事業運営協議会	◆協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題をとりあげることができれば、町民へ寄与できる可能性がある。		●				●				
	地域包括支援センターの運営	<p>◆地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭においた高齢者向け施策を展開や、関係者間の連携強化につなげていくことができる。</p> <p>◆地域包括ケアシステム構築の取組により、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、町民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。</p> <p>◆問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。</p>	●					●			○	
	介護に関する相談、ケアマネジメント	<p>◆介護を必要とする当事者やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。</p> <p>◆介護にまつわる諸問題についての相談機会を設け、家族や当人が抱える様々な問題を察知し支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的な支援)にもつながる。</p>	●					●				
	地域支援事業総合事業に関すること	◆各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。		●					●			
	認知症総合支援事業	<p>◆各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。</p> <p>◆認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険もある。地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。</p>	●	●					●			

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット 強化 ワーク	人材育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒 支援	高齢者	無職者・失 業者 生活困窮者	子ども・若 者	計画掲 載
福祉課	認知症サポーター養成講座	◆認知症の家族にかかる負担は大きく、家族の中で共倒れとなったり、心中が生じたりする危険性もある。 ◆サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●				●			○
	認知症初期集中支援事業	◆各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。 ◆検討委員会の中で、テーマに即した形で自殺の問題をとりあげることができれば、町民へ寄与できる可能性がある。		●				●			○
	高齢者虐待の対応	◆虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背景にある様々な問題を察知し、適切な支援策へつなぐ接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。	●					●			
	介護予防・地域支え合い事業	◆相談の際に、当人や家族と接触し、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。 ◆各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●							○
	天塩町認定こども園、雄信内へきち保育所	◆保育士にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐなど、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●				●		●	
	天塩町子育て支援センター	◆子育て中の保護者からの育児に関する相談に応じることで、危機的状況に陥る前の家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ◆保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減にも寄与し得ると共に、危機的状況にある保護者を見出し早期の対応につなげる接点にもなり得る。				●	●			●	○
	保育料の徴収及び滞納整理事務	◆保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えている可能性がある。 ◆職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●					●	●	●	○

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
福祉課	留萌北部地域子ども発達支援センター	◆発達障害を抱えた子どもや家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。相談の機会を、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	●				●			●	○
	留萌北部地域療育推進連絡協議会療育部会	◆関係者同士が障害を抱える方々の情報の把握・共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援の向上にも寄与し得る。					●			●	
	健やか親子21てしお応援団	◆団員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱える保護者がいた場合には行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●			●			●	
	児童虐待への対応	◆子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ◆被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	●		●		●			●	
	母子健康手帳交付	◆母子手帳交付時は妊娠における悩みや問題を把握できる機会となり、望まない妊娠である場合は自殺リスクにもつながり得る。 ◆本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●		●			●	
	乳幼児健診、1歳6ヶ月・3歳児健診、5歳児健診	◆保護者や家族との面談時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●		●			●	
	妊産婦・新生児等訪問指導	◆産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ◆保護者や家族との面談時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●		●			●	
	特定不妊治療費等助成事業	◆不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ◆助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。					●		●	●	
	子育てに関する相談	◆保護者や家族との面談時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●		●			●	
	思春期乳幼児交流事業	◆いのちの大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。					●	●		●	

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者	計画掲載
福祉課	特定健診・特定保健指導	◆健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関への支援につなぐ接点となり得る。 ◆健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●		●						○
	健診結果説明会	◆当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●						
	各種検診・がん検診	◆健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関への支援につなぐ接点となり得る。 ◆健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●		●						
	保健推進員事業	◆保健推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、町民の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等の気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●							
	町内会・事業所等の健康講座	◆健康講座の中でテーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、町民へ寄与できる可能性がある。			●						○
	各種健康相談	◆相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●								○
	栄養改善・食育推進事業	◆食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えている人も少なくない。当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●								
	健康てしお21推進事業	◆会議の中でこころの健康問題や自殺問題について取り上げ、自殺対策と地域づくりの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、健康てしお21推進事業と自殺対策(生きることの包括的支援)との連携強化につながり得る。	●								○
	精神保健事業	◆精神障害者を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ◆早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。	●								

5. 関係機関の取組

関係機関	事業名	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者
人権擁護委員	各学校において人権教室（いじめ等）の開催			●					
	相談窓口等のリーフレットの配布			●					
	人権相談の実施				●				
天塩警察署	自殺予防に関するポスターの掲示、及びリーフレットの配布			●					
	自殺対策に関する研修会への参加		●						
	高校生を対象に「いのちの大切さ」教室の実施			●		●			●
	非行防止教室の実施（ネットトラブル等）			●		●			●
北留萌消防組合 消防署天塩支署	自殺予防に関するポスターの掲示、及びリーフレットの配布			●					
	自殺対策に関する研修会への参加		●						
天塩町社会福祉 協議会	各町内会に福祉委員を委嘱	●							
	福祉委員会議の開催	●							
	ケース連絡会議への参加	●							
	職員の各種研修会への参加		●						
	相談支援の実施、各種制度の紹介			●	●				
	日常生活自立支援事業の実施						●	●	
	安否確認電話の実施						●		
	配食サービスの実施						●		
	各種サロンの開催				●		●		
生活福祉資金の貸付							●		

関係機関	事業名	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者
天塩町民生委員 児童委員協議会	町民の様々な困りごとや悩みの相談支援、サービスや制度、相談窓口の周知			●	●		●	●	●
	町民の実態の把握、行政機関や専門機関との連携	●							
	自殺対策に関する研修会への参加		●						
留萌保健所	留萌管内自殺対策連携会議における連携協力の検討	●							
	市町村自殺対策計画による取組支援	●							
	精神障害者等のケース連絡会の実施	●							
	ゲートキーパー指導者を養成する研修の実施		●			●			
	自殺危機の相談対応のための技術研修の実施		●						
	こころの健康相談を活用した支援者の支援		●						
	こころの健康等に関する健康教育の実施		●						
	自殺予防に関するポスターの掲示、及びリーフレットの配布			●					
	自殺予防週間(9月)にメディアを活用した啓発			●					
	自殺対策強化月間(3月)にパネル展の開催			●					
	こころの健康相談の実施				●				
	遺族の自助グループなどの情報提供				●				
	高次脳機能障害者及び家族交流会の実施				●				
	難病(神経難病)患者及び家族交流会の実施				●				
	相談支援(面接、電話、家庭訪問)				●		●	●	●
	相談窓口の紹介等、関係機関との連携	●					●	●	●
思春期相談の実施				●	●			●	

関係機関	事業名	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒支援	高齢者	無職者・失業者 生活困窮者	子ども・若者
天塩社会福祉 事務出張所	民生委員・児童委員協議会の充実強化・連携	●	●						
	民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催		●						
	介護事業所スタッフを対象とした研修会の開催		●						
	福祉関係職員を対象とした、実際の事例を基にしたグループワークの実施（自殺防止等の具体支援方策の検討）		●						
	相談内容の例示、相談窓口等の周知			●					
	自殺をタブー視せず、現状・実態の把握と理解			●					
	介護事業所（訪問介護・通所介護・通所リハ・訪問看護等）の相談支援						●		
	生活困窮者に対する生活保護に関する相談支援				●			●	
基幹相談支援 センター	障害者の悩みや困りごとに関する相談支援（面接、電話、家庭訪問）				●		●	●	●
	自立支援協議会の運営協力	●							
	地域の障害に関する相談支援体制の整備	●							
	障害者の虐待防止の体制整備	●							

第4章 自殺対策の推進体制等

1. 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、企業、地域等の社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

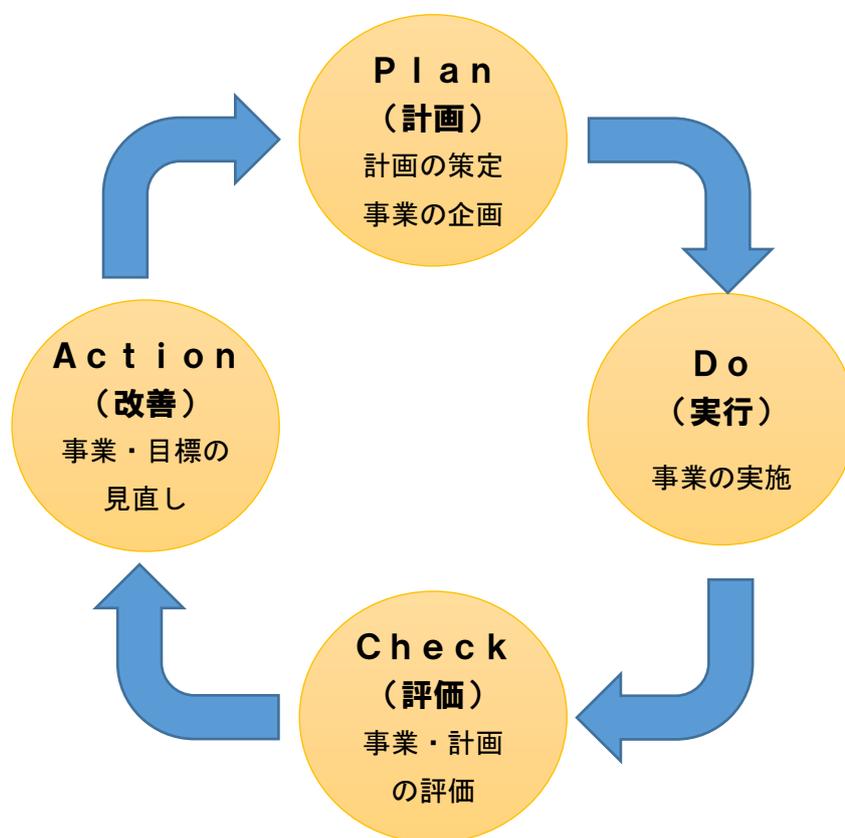
このため、計画の推進に当たっては、「天塩町のち支える自殺対策連絡協議会」を中心に関係機関の連携を強化し、社会的な要因を含め、生きることの包括的な支援を推進していきます。

また、庁内においても自殺対策の実効ある施策の推進を図るため、関係各課の連携体制を構築し、計画に沿った事業・取組を着実に推進します。

2. 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効果的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。進捗状況の管理については、「生きる支援施策」の実施状況の把握を行い、それに基づく成果動向等を「天塩町のち支える自殺対策連絡協議会」において審議及び評価します。また、必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である平成35年度（2023年度）には最終評価を行い、達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次期の計画策定に生かしていきます。



1. 「こころの健康に関するアンケート調査」調査表

18歳～79歳の方(※H30.8.1時点の年齢)

「こころの健康に関するアンケート調査」

はじめに、あなたのことについておたずねします

1. あなたの性別・年齢・お住まいの地区についてあてはまる番号に○をつけてください。

①性別	1) 男性	2) 女性		
②年齢	1) 19歳以下	2) 20歳代	3) 30歳代	4) 40歳代
	5) 50歳代	6) 60歳代	7) 70歳代	
③住所	1) 市街地(南町、富士見、1～12丁目、新川、みどり、川口基線)			
	2) 更岸(基線を含む)、干拓、六志内			
	3) 南川口、北川口、振老、産土、作返、円山			
	4) 雄信内、男能富、新成、泉源、下国根府、辰子丑			

2. あなたの家の家族構成であてはまる番号に○をつけてください。

1. ひとり暮らし	2. 配偶者のみ	3. 親と子(2世代)
4. 祖父母と親と子(3世代)	5. その他	

3. 配偶者との現在の関係であてはまる番号に○をつけてください。

1. 同居している	2. 単身赴任中	3. 別居している
4. 離別・死別した	5. 配偶者、パートナーはいない	

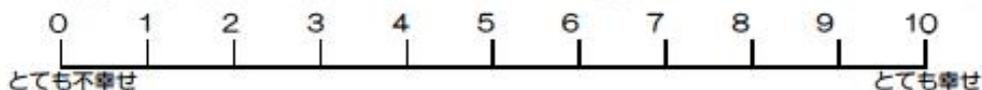
4. あなたの主たる職業であてはまる番号に○をつけてください。

①職業はなんですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。			
1. 酪農業・農業	2. 漁業	3. 商業(小売、卸売り、飲食)	
4. 製造業	5. 建設業	6. 運送業	7. サービス業(公務員を除く)
8. 公務員	9. 専業主夫・主婦	10. 学生	
11. その他()			
12. 無職(求職中)	13. 無職(求職していない)		
②就業形態に○をつけてください。			
1. 常勤	2. 非常勤(パートタイム、アルバイトを含む)		

5. ご家庭の家計の余裕はどの程度か、あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 全く余裕がない	2. あまり余裕がない	3. どちらともいえない
4. ある程度余裕がある	5. かなり余裕がある	6. 把握していない

6. 現在のあなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ（0点）」から「とても幸せ（10点）」の間で表すと何点だと思うかあてはまる番号1つに○をつけてください。



7. あなたにとって安心できる居場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. ある	2. ない	3. どちらともいえない
-------	-------	--------------

悩みやストレスについておたずねします

8. あなたは日頃、AからHの問題に関して、悩みやストレスを感じることはありませんか。それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	全く 感じない	あまり 感じない	まあまあ 感じる	強く 感じる
A. 家庭の問題（家族に関する悩み、家族関係、子育て、教育、介護等）	1	2	3	4
B. 健康の問題（自分の病気の悩み、身体や心の悩み等）	1	2	3	4
C. 経済的な問題（経済的なゆとり、借金、失業、倒産、生活困窮等）	1	2	3	4
D. 仕事の問題（仕事内容、職場の人間関係、長時間労働等）	1	2	3	4
E. 恋愛の問題（失恋、結婚を巡る悩み、交際相手とのトラブル等）	1	2	3	4
F. 学校の問題（いじめ、勉強、部活、人間関係等）	1	2	3	4
G. 地域の問題（町内会や所属団体での悩み、近所付き合い等）	1	2	3	4
H. その他（具体的に_____）	1	2	3	4

9. あなたは日常生活の悩みやストレスを解消するために、どのようなことをしますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 運動をする	2. 好きなものを食べる	3. 睡眠をとる
4. 人に話を聞いてもらう	5. 趣味やレジャーをする	6. ゲームをする
7. お酒を飲む	8. たばこを吸う	9. パチンコや競馬をする
10. 特に何もしない	11. その他（具体的に_____）	
12. 日頃、ストレスを感じない		

10. あなたは日々の生活の中で、次のように感じることはありませんか。
それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	まったく ない	少しだけ ある	時々ある	よくある	いつも ある
A. ちょっとしたことでもイライラしたり不安になることがある	1	2	3	4	5
B. 絶望的だと感じることもある	1	2	3	4	5
C. そわそわ落ち着かなくなることがある	1	2	3	4	5
D. 気分が沈み、気が晴れないことがある	1	2	3	4	5
E. 何をしても面倒だと感じることもある	1	2	3	4	5
F. 自分は価値のない人間だと感じることもある	1	2	3	4	5

相談することについておたずねします

11. あなたは悩みやストレスを感じたときに、どう考えますか。それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	そう 思わない	あまりそう 思わない	どちらとも いえない	やや そう思う	そう思う
A. 助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	1	2	3	4	5
B. 誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	1	2	3	4	5
C. 悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	1	2	3	4	5
D. 誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	1	2	3	4	5
E. 悩みや問題は自分ひとりで解決すべきだと思う	1	2	3	4	5

12. あなたは悩みやストレスを感じたときに、以下の人に相談したいと思いますか。
それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	相談しない	相談したい と思う	実際に 相談したこ とがある
A. 家族や親族	1	2	3
B. 友人や恋人	1	2	3
C. 職場（学校）の先輩・上司（先生）	1	2	3
D. 近所の人、民生委員など	1	2	3
E. 病院の医師、看護師など	1	2	3
F. 公的な相談機関 （役場、地域包括支援センター、保健所など）	1	2	3
G. 民間の相談機関 （社会福祉協議会、いのちの電話、カウンセラーなど）	1	2	3
H. インターネット上だけのつながりの人	1	2	3
I. 同じ悩みを抱える人	1	2	3
J. 各種相談会（法律、税務などの相談）の専門家	1	2	3
K. その他（具体的に)	1	2	3

13. あなたは悩みやストレスを感じたときに、以下の相談方法を利用したいと思いますか。
それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	利用しない	利用したい と思う	実際に 利用したこ とがある
A. 直接会って相談する	1	2	3
B. 電話を利用して相談する	1	2	3
C. メールを利用して相談する	1	2	3
D. SNS（LINE、Facebook など）を利用して相談 する ※相手を特定できるもの	1	2	3
E. インターネット上の不特定多数に流す	1	2	3
F. インターネットを利用して解決法を検索する	1	2	3
G. その他（具体的に)	1	2	3

相談を受けることについておたずねします

14. 身近な人がいつもと違う様子で辛そうに見えたときに、あなたはどうしますか。
それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	しない	あまり しない	時々する	よくする
A. 相手が相談してくるまで何もしないで待つ	1	2	3	4
B. 心配していることを伝えて見守る	1	2	3	4
C. 自分から声をかけて話を聞く	1	2	3	4
D. 「元気をだして」と励ます	1	2	3	4
E. 先回りして相談先を探しておく	1	2	3	4
F. その他 (具体的に)	1	2	3	4

自殺に関するお考えについておたずねします

15. あなたは「自殺」についてどのように思いますか。
それぞれの項目に対してあてはまる番号1つに○をつけてください。

項 目	そう 思わない	どちらか かたがた そう 思わない	どちらか かたがた そう 思う	そう 思う	そう 思う
A. 自殺は自分にはあまり関係ない	1	2	3	4	5
B. 自殺は本人の弱さから起こる	1	2	3	4	5
C. 自殺は本人が選んだことだから仕方ない	1	2	3	4	5
D. 防ぐことができる自殺もある	1	2	3	4	5
E. 自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	1	2	3	4	5

16. 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 相談にのらない、話題を変える | 2. 「頑張って」と励ます |
| 3. 「死んではいけない」と説得する | 4. 「バカなことは考えるな」と叱る |
| 5. 「つらいんだね」と共感する | 6. じっくりと話を聞く |
| 7. 医療機関にかかるよう勧める | 8. 解決策を一緒に考える |
| 9. 一緒に医療機関を探す | 10. 何もしない |
| 11. その他（具体的に_____） | |

自殺対策・予防についておたずねします

17. あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。あてはまる番号
すべてに○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|----------------------|--------|
| 1. ポスター | 2. パンフレット | 3. 広報誌 |
| 4. インターネット | 5. キャンペーングッズ（ティッシュ等） | |
| 6. その他（具体的に_____） | | |
| 7. 見たことはない | | |

18. あなたは自殺対策に関する以下の取組みについて知っていましたか。あてはまる番号
すべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|-------------------|-----------|
| 1. 役場の相談窓口 | 2. 保健所のこころの相談 | 3. いのちの電話 |
| 4. 自殺予防週間 | 5. ゲートキーパー | 6. 法テラス |
| 7. 自死遺族の集い | 8. その他（具体的に_____） | |
| 9. 知っている取組みはない | | |

19. 生きる支えに必要なことは何だと思えますか。あてはまる番号すべてに○をつけてく
ださい。

- | | | |
|-------------------|--------------|--------------|
| 1. 居場所があること | 2. 信頼できる人の存在 | 3. 話し相手がいること |
| 4. やりがいのある仕事 | 5. 楽しめる趣味・活動 | 6. 身体を動かすこと |
| 7. 健康であること | 8. 経済的なゆとり | |
| 9. その他（具体的に_____） | | |

20. 自殺予防（こころの健康、うつ病など）に関する講演会や、ゲートキーパー講習会に
参加したことがありますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 参加したことはない |
|--------------|--------------|

24. 前の質問（23）で1に○をつけた方に質問です。相談した相手の方はどなたでしたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

1. 同居している家族・親族	2. 同居以外の家族・親族
3. 友人・同僚	4. 先輩・上司
5. 恋人	6. 近所の人や民生委員
7. 医療機関（医師・看護師等）	8. 公的な相談機関（役場、保健所等）
9. 民間の相談機関（いのちの電話、カウンセラー等）	10. インターネット上だけのつながりの人
11. その他（具体的に.....）	

25. 自殺対策・予防に関する取組みについて、ご意見ご要望等ありましたらご自由にお書き下さい。

アンケートはこれで終了です。ご協力いただきありがとうございました

記入済の調査票を同封の返信用封筒に入れて、
平成30年10月5日（金）までに返送して下さい。

なお、下記の場所には回収箱を設置しておりますので、ご利用ください。

- 設置場所…「天塩町役場」「雄信内支所」「社会福祉会館」
「保健ふれあいセンター」「天塩町認定子ども園」
- 設置期間…9月14日（金）～10月5日（金）

【こころの相談窓口】

○死にたい気持ちについて

北海道いのちの電話 011-231-4343

旭川いのちの電話 0166-23-4343

○こころの健康について

留萌保健所 0164-42-8327

福祉課ふれあい係 2-1728（福祉課直通）

アンケートについてご不明な点は、
役場福祉課ふれあい係までお問合せください。

天塩町役場 福祉課 ふれあい係
2-1728（福祉課直通）

2. 天塩町いのち支える自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民のかけがえのないいのちを守るための包括的支援として、すべての地域住民が尊重され、生きがいや希望をもって地域で暮らしていくことができるよう、関係機関及び団体等（以下「機関等」という。）が連携し、総合的かつ効果的な自殺予防対策を推進するため、天塩町いのち支える自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) いのちを支える対策に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (2) いのちを支える対策の普及啓発に関すること。
- (3) 医療、保健、福祉等の関係機関及び関係団体相互の連携に関すること。
- (4) 自殺対策計画に関すること。
- (5) その他協議会の設置目的に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等から推薦された者（以下「委員」という。）で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。

(専門部会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、医療や行政施策による支援等の分野別に協議する専門部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

1	人権擁護委員
2	天塩町立国民健康保険病院
3	天塩警察署
4	北留萌消防組合消防署天塩支署
5	天塩商工会
6	天塩町教育委員会
7	留萌保健所天塩支所
8	天塩町社会福祉協議会
9	天塩社会福祉事務出張所
10	天塩町地域包括支援センター
11	天塩町基幹相談支援センター(受託機関)
12	天塩町民生委員児童委員協議会
13	天塩町住民課
14	天塩町農林水産課
15	天塩町建設課
16	天塩町福祉課
17	その他協議会の目的達成のために必要な者

天塩町自殺対策計画

平成 31 年（2019 年）3 月発行

発 行 天塩町
編 集 天塩町役場 福祉課
〒098-3398

北海道天塩郡天塩町新栄通 8 丁目 1466 番地の 113

TEL 01632-2-1001（代表）

URL <http://teshiotown.hokkaido.jp/>
